**大阪市告示第1474号**

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

<table>
<tr><th>施設名</th><th>年　月　日</th><th>供用時間</th></tr>
<tr><td rowspan="9">大阪市立<br>淀川屋内プール<br>　水泳場<br>　トレーニング場</td><td>令和８年11月１日（日）</td><td>午前８時15分から<br>午後７時30分まで</td></tr>
<tr><td>令和８年11月２日（月）</td><td>午前９時から<br>午後９時45分まで</td></tr>
<tr><td>令和８年11月３日（火）</td><td>午前９時から<br>午後７時30分まで</td></tr>
<tr><td>令和８年11月４日（水）</td><td rowspan="2">午前９時から<br>午後９時45分まで</td></tr>
<tr><td>令和８年11月６日（金）</td></tr>
<tr><td>令和８年11月７日（土）</td><td>午前８時15分から<br>午後９時まで</td></tr>
<tr><td>令和８年11月８日（日）</td><td>午前８時15分から<br>午後７時30分まで</td></tr>
<tr><td>令和８年11月９日（月）から<br>同月11日（水）まで</td><td rowspan="2">午前９時から<br>午後９時45分まで</td></tr>
<tr><td>令和８年11月13日（金）</td></tr>
</table>

| | | |
|---|---|---|
| | 令和８年11月14日（土） | 午前８時15分から<br>午後９時まで |
| | 令和８年11月15日（日） | 午前８時15分から<br>午後７時30分まで |
| | 令和８年11月16日（月）から<br>同月18日（水）まで | 午前９時から<br>午後９時45分まで |
| | 令和８年11月20日（金） | |
| | 令和８年11月21日（土） | 午前８時15分から<br>午後９時まで |
| | 令和８年11月22日（日） | 午前８時15分から<br>午後７時30分まで |
| | 令和８年11月23日（月） | 午前９時から<br>午後７時30分まで |
| | 令和８年11月24日（火）から<br>同月25日（水）まで | 午前９時から<br>午後９時45分まで |
| | 令和８年11月27日（金） | |
| | 令和８年11月28日（土） | 午前８時15分から<br>午後９時まで |
| | 令和８年11月29日（日） | 午前８時15分から<br>午後７時30分まで |
| | 令和８年11月30日（月） | 午前９時から<br>午後９時45分まで |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）